長野県報

３月23日（月）
令和８年
（２０２６年）
第694号

目　　次

条　例

長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（ＤＸ推進課）…… 7
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（市町村課）…… 7
住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（市町村課）…… 7
職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）…… 8
長野県県税条例等の一部を改正する条例（税務課、情報公開・法務課）…… 8
長野県公告式条例の一部を改正する条例（情報公開・法務課）…… 9
長野県立美術館条例の一部を改正する条例（文化振興課）…… 10
資金積立基金条例の一部を改正する条例（次世代サポート課、高校教育課）…… 10
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（こども・家庭課、障がい者支援課）…… 11
児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（児童相談・養育支援室）…… 11
長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例（地域福祉課）…… 12
国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関する条例の一部を改正する条例（国民健康保険室）…… 12
長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（障がい者支援課）…… 12
長野県附属機関条例の一部を改正する条例（障がい者支援課）…… 13
食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（食品・生活衛生課）…… 13
長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（食品・生活衛生課、薬事管理課、園芸畜産課、建築住宅課）…… 14
長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例（ゼロカーボン推進課、建築住宅課）…… 17
浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例（水道・生活排水課）…… 19
長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例（産業技術課）…… 19
長野県宿泊税条例の一部を改正する条例（山岳高原観光課）…… 20
幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例（県産材利用推進室）…… 20
国道及び県道の沿道区域の指定の基準等に関する条例（道路管理課）…… 22
長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例（経営推進課）…… 23
長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（義務教育課）…… 23
長野県高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（高校教育課）…… 23
長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（警務課）…… 23

規　則

長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（ＤＸ推進課）…… 24
長野県景観規則の一部を改正する規則（都市・まちづくり課）…… 24
財務規則の一部を改正する規則（会計課）…… 24
長野県議会会議規則の一部を改正する規則（議事課）…… 28
長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則（警務課）…… 28

告　示

令和８年１月23日専決処分した令和７年度補正予算の要領（財政課）…… 30
令和８年３月12日成立した令和７年度補正予算の要領（２件）（財政課）…… 30
令和８年３月12日成立した令和８年度予算の要領（財政課）…… 33
道路の占用を制限する区域の指定（道路管理課）…… 37
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課）…… 38
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）…… 38

道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）…… 38
昭和29年長野県公安委員会告示第４号（警察において身体を拘束されている者の食料に関する告示）の一部改正（留置管理課）…… 39

公　告

随意契約の相手方の決定（財政課）…… 39

本号で公布された条例のあらまし

◇　長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（条例第１号）

1　県民の利便性の向上を図るため、条例等の規定により書面等の添付が必要とされている行政手続について、県が当該書面等の情報をオンラインで入手、参照できる場合に、当該書面等の添付を要しないこととしました。

2　この条例は、公布の日から施行します。

◇　知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第２号）

1　県の木曽広域連合への加入に伴い、事務を移譲している規定について、所要の改正を行いました。

2　この条例は、令和８年４月１日から施行します。

◇　住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（条例第３号）

1　住民基本台帳法の一部改正により、本人確認情報について、住民監査請求に関する事務における利用が法定されたことから、これまで県独自で当該事務における利用を定めていた規定を削除しました。

2　この条例は、公布の日から施行します。

◇　職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第４号）

1　育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を図るため、子育て部分休暇について、次のとおり改正しました。

(1)　現行の１日２時間までの形態に加え、１年につき 10日相当（１日当たりの上限なし）までの形態を設け、職員はいずれかの形態を選択可能としました。

(2)　子の対象年齢を現行の９歳までから 12歳まで（障がいのある子については 18歳まで）に引き上げることとしました。

2　この条例は、令和８年４月１日から施行します。

◇　長野県県税条例等の一部を改正する条例（条例第５号）

1　公益信託ニ関スル法律の全部改正に伴い、旧規定等を引用している次の条例について所要の改正を行いました。

(1)　長野県県税条例

(2)　長野県公益認定等審議会条例

2　この条例は、令和８年４月１日から施行します。

◇　長野県公告式条例の一部を改正する条例（条例第６号）

1　地方自治法の一部改正により、条例公布時における地方公共団体の長の署名を電子署名とすることが可能となったことから、知事の署名について、電子署名によることも可能とすることとしました。

2　この条例は、公布の日から施行します。

◇　長野県立美術館条例の一部を改正する条例（条例第７号）

1　受益者負担の適正化を図るため、長野県立美術館の施設の利用料金の額を改定しました。

2　この条例は、令和８年４月１日から施行します。

◇　資金積立基金条例の一部を改正する条例（条例第８号）

1　公益財団法人千曲寮の解散に伴う寄附金を原資として、「『信州学生協会・信濃寮』大学修学等支援基金」を拡充し、基金の名称を「信州の学生修学等支援基金」に変更しました。

2　公立の高等学校及び特別支援学校の高等部の教育改革の推進を図るため、「長野県公立高等学校等教育改革推進基金」を新設しました。

3　この条例は、公布の日から施行します。

◇　児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（条例第９号）

1　児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、乳幼児が市町村の健康診査を受けた場合には、児童福祉施設における入通所時等の健康診断を不要としました。

2　この条例は、公布の日から施行します。

◇　児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第10号）

1　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、施設の長等の資格者にこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を追加したほか、所要の改正を行いました。

2　この条例は、公布の日から施行します。

◇　長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例（条例第11号）

1　学校教育法の一部改正に伴い、保育学科の入学資格を、大学の入学資格と同等としました。

2　この条例は、令和８年４月１日から施行します。

◇　国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関する条例の一部を改正する条例（条例第12号）

1　子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、被保険者等から子ども・子育て支援金を徴収することとされたことから、国民健康保険事業費納付金の算定の基準等を定めました。

2　この条例は、令和８年４月１日から施行します。

◇　長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（条例第13号）

1　長野県総合リハビリテーション事業について、経営状況を踏まえ、地方公営企業法上の病院事業とすることに伴い、所要の改正を行いました。

2　この条例は、令和８年４月１日から施行します。

◇　長野県附属機関条例の一部を改正する条例（条例第14号）

1　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正に伴い、同令を引用している規定について所要の改正を行いました。

2　この条例は、公布の日から施行します。

◇　食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（条例第15号）

1　食品衛生法施行規則の一部改正に伴い、従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業の施設に関する基準を定めました。

2　この条例は、令和８年４月１日から施行します。

◇　長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第16号）

1　諸経費の増大に伴い、手数料の額を改定しました。

2　開発整備促進区内の建築物の用途制限の適用除外に係る認定に関する審査手数料を定めました。

3　この条例は、公布の日（一部の規定は、令和８年４月１日）から施行します。

◇　長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例（条例第17号）

1　2030年度までに2010年度比で、温室効果ガス正味排出量を６割削減、再生可能エネルギー生産量を２倍増とする目標達成、ひいては高い環境エネルギー性能を有し、再生可能エネルギー設備を備えた建築物の普及による暮らしの質の向上と持続可能な脱炭素社会の実現を志向し、次のとおり改正しました。

⑴　新築住宅が満たすべき省エネ性能をＺＥＨ基準に強化

⑵　延床面積300㎡以上の新築建築物への再生可能エネルギー設備設置義務を創設

⑶　延床面積10㎡超の新築建築物について設計者から建築主への説明義務を創設
2　この条例は、令和10年４月１日（一部の規定は、令和９年４月１日）から施行します。

◇　**浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例（条例第18号）**
1　諸経費の増大に伴い、浄化槽保守点検業者の登録の事務に係る手数料の額を改定しました。
2　この条例は、令和８年４月１日から施行します。

◇　**長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第19号）**
1　諸経費の増大等に伴い、企業等の依頼を受けて行う試験等に係る手数料の上限額及び下限額を改定しました。
2　この条例は、令和８年４月１日から施行します。

◇　**長野県宿泊税条例の一部を改正する条例（条例第20号）**
1　野沢温泉村の宿泊税条例の制定を踏まえ、税率の特例を適用する区域となる市町村に野沢温泉村を追加しました。
2　この条例は、公布の日から施行します。

◇　**幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例（条例第21号）**
1　長野県内の建築物等における県産材利用方針の見直しを踏まえ、木材の利用を規定している次の条例について、県産の木材を利用するよう努める規定を設けることとしました。
⑴　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例
⑵　保護施設の設備及び運営の基準に関する条例
⑶　介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例
⑷　介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例
⑸　介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例
⑹　介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例
⑺　養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
⑻　特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
⑼　軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
⑽　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例
⑾　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例
⑿　児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
⒀　介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例
⒁　女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例
⒂　一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例
2　この条例は、公布の日から施行します。

◇　**国道及び県道の沿道区域の指定の基準等に関する条例（条例第22号）**
1　工作物の倒壊による道路閉塞を防止するための対象区域の指定に伴い、道路法に基づき、対象区域内の工作物の設置予定者からの届出事項を定めました。
2　この条例は、令和８年４月１日から施行します。

◇　**長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第23号）**
1　越百のしずく発電所のしゅん工に伴い、発電所の最大出力に係る規定を改正しました。
2　この条例は、公布の日から施行します。

◇　**長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第24号）**

１　へき地教育振興法施行規則の一部改正に伴い、へき地手当について地域手当との減額調整を廃止しました。

２　この条例は、公布の日から施行し、令和７年４月１日から適用します。

◇　**長野県高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（条例第25号）**

１　多様な背景を有する生徒が増加している近年の状況を踏まえ、当該生徒に対して教育の機会均等を図るため、通信制課程の受講料を減免することができることとしました。

２　この条例は、令和８年４月１日から施行します。

◇　**長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（条例第26号）**

１　警察法施行令の一部改正により、警察官の定数の基準となる定員が増加することから、当該定数を3,502人（改正前3,497人）に改定しました。

２　この条例は、令和８年４月１日から施行します。

条　　例

長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和８年３月23日

長野県知事　阿　部　守　一

長野県条例第１号

長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成19年長野県条例第３号）の一部を次のように改正する。

第９条を第10条とし、第８条を第９条とし、第７条を第８条とし、第６条の次に次の１条を加える。

（添付書面等の省略）

第７条　申請等をする者は、その者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定により当該申請等に際し添付することとされているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

ＤＸ推進課

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和８年３月23日

長野県知事　阿　部　守　一

長野県条例第２号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表の 29 の項中「及び広域連合」を「、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村及び木曽町並びに広域連合（木曽広域連合を除く。)」に改め、同表の 30 の項中「(坂城町を除く。)」を削り、「及び広域連合」を「、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町及び坂城町並びに広域連合（木曽広域連合を除く。)」に改める。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

市 町 村 課

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和８年３月23日

長野県知事　阿　部　守　一

長野県条例第３号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成20年長野県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表の４　監査委員の項を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

市 町 村 課

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和８年３月23日

長野県知事　阿　部　守　一

長野県条例第４号

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第９号）の一部を次のように改正する。

第12条の４第１項中「小学校就学の始期から満９歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子」を「子であって、次に掲げるもの」に、「一部」を「全部又は一部」に改め、同項に次の各号を加える。

⑴　小学校就学の始期から満12歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にあるもの

⑵　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第４条第１項に規定する障害者又は同条第２項に規定する障害児で満12歳に達する日後の最初の４月１日から満18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にあるもの

第12条の４第２項中「で」を「又は１年につき職員の育児休業等に関する条例第22条に定める時間を超えない範囲内で」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

２　企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和43年長野県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

（給与の減額）

第19条　職員が勤務しないときは、第11条の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して管理者が指定する当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間又は休暇（次に掲げる休暇を除く。）による場合その他その勤務しないことにつき特に承認（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことの承認を除く。）のあつた場合を除くほか、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額した給与を支給するものとする。

⑴　当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号及び次号において「要介護者」という。）の介護をするため、管理者が指定するところにより、当該職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（次号において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇

⑵　当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇

⑶　当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことの承認を受けることができる場合を除き、当該職員（当該承認を受けた職員その他管理者が指定する職員を除く。）の子（民法（明治29年法律第89号）第817条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び職員の育児休業等に関する条例第２条の２に規定する者を含む。）であつて、次に掲げるものを養育するため、１日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇

ア　小学校就学の始期から満12歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にあるもの

イ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第４条第１項に規定する障害者又は同条第２項に規定する障害児で満12歳に達する日後の最初の４月１日から満18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にあるもの

人　事　課

長野県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和８年３月23日

長野県知事　阿　部　守　一

長野県条例第５号

長野県県税条例等の一部を改正する条例

（長野県県税条例の一部改正）
第１条　長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。
第21条の５第１項第３号中「及び第３号」を「から第４号まで」に、「(同条第３項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「及び」に改め、同号のイを次のように改める。
イ　公益信託に関する法律（令和６年法律第30号）第６条又は同法附則第４条第１項の規定により知事の認可を受けた公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金
第39条の９第１項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。
第39条の９の２の見出し中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改め、同条第１項中「法人課税信託の受託者」を「法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託又は同法第12条第４項第２号に規定する公益信託（以下この条において「法人課税信託等」という。）の受託者」に、「法人課税信託の信託資産等」を「法人課税信託等の信託資産等」に改め、同条第２項から第４項までの規定中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。
附則第１条の２を削る。
附則第12条の３第１項中「(第３項及び附則第13条の２の３第１項において「認定地方公共団体」という。)」を削る。
附則第13条の２を削り、附則第13条の２の２を附則第13条の２とする。
附則第13条の２の３第１項中「に、」の次に「地域再生法第８条第１項に規定する」を加え、同条を附則第13条の２の２とする。
附則第13条の２の４を削り、附則第13条の２の５を附則第13条の２の３とする。
（長野県県税条例の一部を改正する条例の一部改正）
第２条　長野県県税条例の一部を改正する条例（平成19年長野県条例第38号）の一部を次のように改正する。
附則第２項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律（令和６年法律第30号）附則第４条第１項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。
（長野県公益認定等審議会条例の一部改正）
第３条　長野県公益認定等審議会条例（平成20年長野県条例第６号）の一部を次のように改正する。
第２条第２項中「に係る」を「若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和６年法律第30号）第２条第１項第１号に規定する公益信託をいう。）に係る」に改める。
附　則
（施行期日）
1　この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第１条中第21条の５第１項第３号の改正規定及び次項の規定は、令和９年１月１日から施行する。
（県民税に関する規定の適用）
2　所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定の適用がある場合における第１条の規定による改正後の長野県県税条例第21条の５第１項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第１条の規定による改正前の所得税法第78条第３項の規定により特定寄附金とみなされる寄附金のうち、公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第２条第１項の規定により知事又は長野県教育委員会の許可を受けた同法第１条に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金銭を含む。）及び」とする。
（地方消費税に関する規定の適用）
3　第１条の規定による改正後の長野県県税条例第39条の９第１項及び第39条の９の２第１項から第４項までの規定は、この条例の施行の日以後に効力が生ずる地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）附則第１条第10号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の80第１項ただし書に規定する公益信託（移行認可を受けた信託を含む。）について適用し、この条例の施行の日前に効力が生じた公益信託に関する法律（令和６年法律第30号）による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第１条に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

税　務　課
情報公開・法務課

長野県公告式条例の一部を改正する条例をここに公布します。
令和８年３月23日
長野県知事　阿　部　守　一

長野県条例第６号

長野県公告式条例の一部を改正する条例

長野県公告式条例（昭和25年長野県条例第40号）の一部を次のように改正する。
第２条第１項中「その末尾に知事が署名」を「知事が署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第２条第２項第１号のイに規定する電子署名を含む。）を」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

情報公開・法務課

長野県立美術館条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和８年３月23日

長野県知事　阿　部　守　一

長野県条例第７号

長野県立美術館条例の一部を改正する条例

長野県立美術館条例（昭和 44 年長野県条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表の１中「

―	―	23,400
6,000	6,900	13,800
24,200	27,600	55,200

」を「

―	―	25,200
6,500	7,400	14,900
26,100	29,800	59,700

」に改める。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

文化振興課

資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和８年３月23日

長野県知事　阿　部　守　一

長野県条例第８号

資金積立基金条例の一部を改正する条例

資金積立基金条例（昭和39年長野県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表の「信州学生協会・信濃寮」大学修学等支援基金の項中「「信州学生協会・信濃寮」大学修学等支援基金」を「信州の学生修学等支援基金」に改め、「公益財団法人信州学生協会からの寄附金を原資として、」を削り、同表の長野県県立学校施設整備基金の項の次に次のように加える。

長野県公立高等学校等教育改革推進基金	公立の高等学校及び特別支援学校の高等部の教育改革の推進を図る。	公立の高等学校及び特別支援学校の高等部の教育改革の推進に要する費用の財源に充てる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

次世代サポート課
高校教育課

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和８年３月23日

長野県知事　阿　部　守　一

長野県条例第９号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「健康診断が」を「健康診断又は母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査が」に改める。

⑴　児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第66号）第32条第１項ただし書

⑵　児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第67号）第27条第１項ただし書

⑶　児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第69号）第14条第１項ただし書

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

こども・家庭課
障がい者支援課

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和８年３月23日

長野県知事　阿　部　守　一

長野県条例第10号

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

（児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第１条　児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第69号）の一部を次のように改正する。

第27条第２項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第28条第１項第４号中「前３号」を「前各号」に改め、同号を同項第５号とし、同項第３号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１号を加える。

⑶　児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第５条の２の８に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者

第37条第１項第４号中「前３号」を「前各号」に改め、同号を同項第５号とし、同項第３号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１号を加える。

⑶　こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第38条中第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

⑷　こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第58条第１項第４号中「前３号」を「前各号」に改め、同号を同項第５号とし、同項第３号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１号を加える。

⑶　こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第59条中第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

⑶　こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第91条第１項第４号中「前３号」を「前各号」に改め、同号を同項第５号とし、同項第３号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１号を加える。

⑶　こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第96条第１項中第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

⑶　こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第97条中第３号を第５号とし、第２号の次に次の２号を加える。

⑶　精神保健福祉士の資格を有する者

⑷　こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第98条中第３号を第５号とし、第２号の次に次の２号を加える。

⑶　精神保健福祉士の資格を有する者

⑷　こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第108条第２項第２号中「（昭和23年厚生省令第11号）」を削る。

（一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第２条　一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和７年長野県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の 10各号」を「第33条の 10第１項各号」に改める。

第21条中第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

⑶　児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第５条の２の８に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

児童相談・養育支援室

長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和８年３月23日

長野県知事　阿　部　守　一

長野県条例第11号

長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例

長野県福祉大学校条例（平成６年長野県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第４条第１号のイ中「第150条第１号、第２号、第４号若しくは第５号又は第183条各号」を「第183条の規定により読み替えられた同規則第150条各号」に改める。

第６条第１項中「第11条」を「第９条」に改める。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

地域福祉課

国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和８年３月23日

長野県知事　阿　部　守　一

長野県条例第12号

国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関する条例の一部を改正する条例

国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関する条例（平成29年長野県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「80万円」を「90万円」に改める。

第５条を第６条とし、第４条の次に次の１条を加える。

（子ども・子育て支援納付金納付金基礎額）

第５条　政令第11条の２第３項の条例で定める基準は、同項第１号に掲げる額を同項第２号に掲げる額で除して得た数とする。

２　政令第11条の２第４項に規定する条例で定める数は、同項第１号に掲げる数とする。

３　政令第11条の２第５項に規定する条例で定める数は、同項第２号に掲げる数とする。

４　政令第11条の２第７項の条例で定める範囲は、零を超え１未満の範囲とする。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

国民健康保険室

長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和８年３月23日

長野県知事　阿　部　守　一

長野県条例第13号

長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

長野県立総合リハビリテーションセンター条例（昭和49年長野県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第１条を次のように改める。

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、リハビリテーション事業の設置及びその運営等並びに総合リハビリテーションセンターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第２条を削る。

第３条中「身体障害者」を「障害者」に改め、同条に次の１項を加える。

２　リハビリテーション事業は、障害者に係る次に掲げる業務を行う事業とする。

⑴　医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第１項に規定する病院として行う診療

⑵　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第７項、第８項、第10項、第12項、第14項、第20項、第23項及び第24項に規定する便宜の供与

⑶　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第32条に規定する補装具の製作及び修理

第３条を第２条とし、第４条を削り、第５条を第３条とし、同条の次に次の１条を加える。

（総合リハビリテーションセンターの設置）

第４条　障害者の福祉増進を目的として、障害者に係る第２条第２項各号に掲げる業務及び身体障害者福祉法第11条第２項に規定する業務を行うため、長野県立総合リハビリテーションセンター（第９条第１項及び第11条において「センター」という。）を長野市に設置する。

第６条を第５条とし、第７条から第９条までを１条ずつ繰り上げる。

第10条第１項中「及び法」を「及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条を第９条とし、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

別表中「（第10条関係）」を「（第９条関係）」に改め、同表の２　便宜の供与の項を削り、同表の３　診療の項中「３　診療」を「２　診療」に改め、同表の４　特別室利用料の項中「４　特別室利用料」を「３　特別室利用料」に改め、同表の５　特別入院料の項中「５　特別入院料」を「４　特別入院料」に改め、同項の次に次のように加える。

５　便宜の供与	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第３項第１号、第30条第３項第１号、第51条の17第２項又は第51条の18第２項の規定による主務大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

障がい者支援課

長野県附属機関条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和８年３月23日

長野県知事　阿　部　守　一

長野県条例第14号

長野県附属機関条例の一部を改正する条例

長野県附属機関条例（令和２年長野県条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表の１の長野県障害者介護給付費等不服審査会の項中「第48条第１項」を「第58条第１項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

障がい者支援課

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和８年３月23日

長野県知事　阿　部　守　一

長野県条例第15号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成11年長野県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「別表第１及び別表第２」を「別表第１の３及び別表第２の 30 の⑷」に改める。

別表第１の３の⑶中「別表第２」を「次表の２の⑵」に改め、同表の５の⑵中「別表第２」を「ただし、従事者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であって、政令第34条の２第２号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。）により調理された食品を販売する営業を除く。次表の１の⑴のア」に改め、同５の⑶中「場合」を「場合（従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。次表の１の⑴において同じ。）」に改め、同５の⑹を同５の⑺とし、同５の⑸を同５の⑹とし、同５の⑷を同５の⑸とし、同５の⑶の次に次のように加える。

⑷　政令第35条第１号に規定する飲食店営業のうち、従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、３の⑻、⑼、⑿、⒀、⒃及び⒄並びに４の⑺の基準を適用しない。

別表第２の１を次のように改める。

１　政令第35条第１号に規定する飲食店営業

⑴　自動車において調理をする場合にあっては、次に掲げる基準を満たすこと。

ア　簡易な営業にあっては、１日の営業において約40 リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

イ　比較的大量の水を要しない営業にあっては、１日の営業において約80 リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

ウ　比較的大量の水を要する営業にあっては、１日の営業において約200 リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

⑵　従事者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、次に掲げる基準を満たすこと。

ア　施設（全自動調理機を含む。イ及びカにおいて同じ。）の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。

イ　施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。

ウ　全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。

エ　全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。

オ　全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。

カ　施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

食品・生活衛生課

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和８年３月23日

長野県知事　阿　部　守　一

長野県条例第16号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表第１の 13 の項中「17,000円」を「18,000円」に改め、同表の 17 の項中「6,400円」を「7,000円」に改め、同表の18の項中「9,700円」を「10,000円」に改め、同表の 19 の項中

「

5,800円	
4,600円	
17,000円	
13,000円	
10,000円	
8,600円	

」を「

6,200円	
4,900円	
18,000円	
14,000円	
11,000円	
9,100円	

」に、

22,000円
18,000円

」

23,000円
19,000円

」

「

菓子製造業	ア　祭礼、縁日等に際し、一時的に設ける施設において製造するもの	新　規	〃	5,800円
		継　続	〃	4,600円
	イ　ア以外のもの	新　規	〃	15,000円
		継　続	〃	12,000円
アイスクリーム類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、漬物製造業又は食品の小分け業		新　規	〃	15,000円
		継　続	〃	12,000円

」を

「

菓子製造業、アイスクリーム類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、漬物製造業又は食品の小分け業	新　規	〃	16,000円
	継　続	〃	13,000円

」に、「

17,000円
13,000円
30,000円
25,000円

」を「

18,000円
14,000円
31,000円
26,000円

」に改め、同表の20の項中「17,000円」を「18,000円」に改め、同表の21の項中「

23,000円
8,100円

」を「

24,000円
8,700円

」に改め、同表の22の項中「

23,000円
7,700円

」を「

24,000円
8,100円

」に改め、同表の23の項中「23,000円」を「24,000円」に改め、同表の25の項中「17,000円」を「18,000円」に改め、同表の29の項中「140,000円」を「150,000円」に、「24,000円」を「25,000円」に、「35,000円」を「37,000円」に、「7,800円」を「8,200円」に、「51,000円」を「52,000円」に改め、同表の33の項中「147,600円」を「156,000円」に、「

138,400円
8,000円
90,100円

」を「

146,200円
8,700円
95,000円

」に、「71,500円」を「75,400円」に、「118,000円」を「124,700円」に、「110,700円」を

「116,900円」に、「5,900円」を「6,500円」に、「72,100円」を

「76,000円」に、「57,200円」を「60,200円」に、「82,600円」を

「87,100円」に、「47,700円
11,200円」を「50,100円
12,100円」に、「36,000円
29,400円」を

「37,700円
30,800円」に、「55,300円」を「58,200円」に、「49,400円
35,700円」を

「51,900円
37,400円」に、「22,900円
20,800円」を「23,900円
21,600円」に、「75,800円」を

「79,900円」に、「65,100円
40,600円」を「68,600円
42,600円」に、「34,100円
27,400円」を

「35,700円
28,600円」に、「第14条第７項（同条第15項後段」を「第14条第６項（同条第13項後段」に、「第14条第15項」を「第14条第13項」に、「138,400円
90,700円
138,400円」を「146,300円
95,700円
146,300円」に、「72,600円」を「76,500円」に、

「38,400円
28,600円」を「40,300円
29,900円」に、「3,000円
15,300円
8,100円
2,000円
3,000円」を「3,200円
16,300円
8,800円
2,100円
3,200円」に改め、同表の55の項中

「1,900円
6,000円」を「2,100円
6,300円」に、「1,800円」を「1,900円」に改め、同表の56の項中

「940円」を「990円」に、「730円
1,600円」を「870円
3,100円」に改め、同表の68の項中

「

(35)　法第68条の３第４項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	〃	160,000円

」を

「

(35)　法第68条の３第４項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	〃	160,000円
(36)　法第68条の３第７項（法第87条第２項又は第88条第２項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	〃	28,000円

」に、「(36)」を「(37)」に、「(37)」を「(38)」に、「(38)」を「(39)」に、「(39)」を「(40)」に、「(40)」を「(41)」に、「(41)」を「(42)」に、「(42)」を「(43)」に、「(43)」を「(44)」に、「(44)」を「(45)」に、「(45)」を「(46)」に、「(46)」を「(47)」に、「(47)」を「(48)」に、「(48)」を「(49)」に、「(49)」を「(50)」に、「(50)」を「(51)」に、「(51)」を「(52)」に、「(52)」を「(53)」に、「(53)」を「(54)」に、「(54)」を「(55)」に、「(55)」を「(56)」に、「(56)」を「(57)」に、「(57)　法」を「(58)　法」に、「(58)　法」を「(59)　法」に、「(59)」を「(60)」に、「(57) のア」を「(58) のア」に、「(60)　法」を「(61)　法」に、「(61)」を「(62)」に、「(62)」を「(63)」に、「(60) のア」を「(61) のア」に、「(63)」を「(64)」に、「(64)」を「(65)」に、「(65)」を「(66)」に改め、同項の備考の４中「この項の (57)」を「この項の (58)」に改め、同備考の７中「この項の (58)」を「この項の (59)」に改め、同表の 74 の３の項中

「

47,000円
59,000円
71,000円

」を「

48,000円
60,000円
72,000円

」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　別表第１の 68 の項の改正規定　公布の日

(2)　別表第１の 33の項の改正規定（「第14条第７項（同条第15項後段」を「第14条第６項（同条第13項後段」に、「第14条第15項」を「第14条第13項」に改める部分に限る。）　令和８年５月１日

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第２条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第１項の許可を受けて営業を営んでいる者が、この条例の施行の日以後当該営業について最初に食品衛生法第55条第１項の規定による許可を受けようとする場合におけるこの条例による改正後の長野県手数料徴収条例別表第１の 19 の項の規定の適用については、同項中「6,200円」とあるのは「4,900円」と、「18,000円」とあるのは「14,000円」と、「11,000円」とあるのは「9,100円」と、「23,000円」とあるのは「19,000円」と、「16,000円」とあるのは「13,000円」とする。

食品・生活衛生課
薬事管理課
園芸畜産課
建築住宅課

長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和８年３月23日

長野県知事　阿　部　守　一

長野県条例第17号

長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例

第１条　長野県地球温暖化対策条例（平成18年長野県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第20条第２項から第４項までを削り、同条第５項中「第１項」を「前項」に改め、同項を同条第２項とする。

第21条第１項中「への」を「又はその敷地への」に改め、「第５項並びに」を削り、同条第２項から第４項までを削り、同条第５項中「第１項」を「前項」に、「に導入」を「又はその敷地に導入」に改め、同項を同条第２項とする。

第22条第１項中「この項及び第５項」を「この条」に改め、同条第２項から第４項までを削り、同条第５項中「第１項」を「前項」に改め、同項を同条第２項とする。

第23条中「者、」を「者（以下「設計者」という。）、」に改める。

第23条の２の見出しを「（設計者による検討等）」に改め、同条第１項を次のように改める。

設計者は、第20条第１項、第21条第１項又は第22条第１項の規定による新築に係る建築物の設計を行うときは、これらの規定による検討を行い、当該設計を委託した者にその内容を説明しなければならない。

第23条の２第２項中「検討を行った住宅等設計者」を「説明を行った設計者」に改め、同項第１号中「検討を求めた」を「説明を受けた」に、「名称、」を「名称、代表者の氏名及び」に改め、「及び代表者の氏名」を削り、同項第３号中「検討」を「説明」に改め、同条第３項中「しなければならない」を「することができる」に改める。

第29条第４項中「住宅等設計者」を「設計者」に改める。

第31条第３項を次のように改める。

３　知事は、設計者が、第23条の２第２項の規定による報告をしないときは、当該設計者に対し、期限を定めて、当該報告をするよう勧告することができる。

第32条中「又は」を「若しくは同条第４項の規定による資料の提供若しくは説明を求められた者が当該資料の提供若しくは説明をしなかったとき又は」に改める。

第２条　長野県地球温暖化対策条例の一部を次のように改正する。

第20条の次に次の１条を加える。

（建築物エネルギー消費性能基準に付加する事項）

第20条の２　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第２条第２項の規定により条例で建築物エネルギー消費性能基準(同条第１項第３号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。)に付加する事項は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第１号）第１条第１項第２号に規定する住宅又は同項第１号に規定する複合建築物の住宅部分（同条第２項に規定する住宅部分をいう。）（同法第20条各号のいずれかに該当する建築物を除く。）の新築（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第８号）第３条に規定する規模以下のものを除く。）をしようとするときに当該住宅又は当該複合建築物の住宅部分を同法第30条第１項第１号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合させることとする。

第21条の見出し中「等」を削り、同条第１項中「次項」を「次条」に改め、同項ただし書中「前条第１項各号」を「第20条第１項各号」に改め、同条第２項を削り、同条の次に次の１条を加える。

（建築物への再生可能エネルギー設備の導入等）

第21条の２　建築物の新築をしようとする者は、規則で定める基準に従い、当該建築物又はその敷地への再生可能エネルギー設備の導入をしなければならない。ただし、第20条第１項第１号及び第２号に掲げる建築物の新築並びに規則で定める建築物の新築については、この限りでない。

２　前項の規定による導入をした者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

⑴　氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

⑵　当該建築物の概要

⑶　前項の規定により導入した再生可能エネルギー設備の種類

⑷　その他知事が必要と認める事項

３　第１項の規定による導入をした者（当該導入に係る建築物が規則で定める用途に供するものである者を除く。）は、当該建築物又はその敷地内の公衆の見やすい場所に、同項の規定により導入した再生可能エネルギー設備の種類その他知事が定める事項を表示するよう努めなければならない。

第23条及び第23条の２第１項中「第21条第１項」を「第21条」に改める。

第28条第３項及び第29条第３項中「第21条第１項」を「第21条、第21条の２第１項」に改める。

第31条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　知事は、第21条の２第２項に規定する者が、同項の規定による届出を行わないときは、当該者に対し、期限を定めて、当該届出を行うよう勧告をすることができる。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和10年４月１日から施行する。ただし、第１条並びに次項、附則第３項、附則第５項及び附則第７項の規定は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第１条の規定による改正後の長野県地球温暖化対策条例第20条から第22条まで、第31条第３項及び第32条の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に設計が行われた建築物について適用し、同日前に設計が行われた建築物及び同日において現に設計が行われている建築物については、なお従前の例による。

３　第１条の規定による改正後の長野県地球温暖化対策条例第23条の２の規定は、附則第１項ただし書に規定する規定の施行の日以後に設計を委託された建築物について適用し、同日前に設計を委託された建築物については、なお従前の例による。

４　第２条の規定による改正後の長野県地球温暖化対策条例第20条の２及び第21条の２の規定は、この条例の施行の日以後にその工事に着手する建築物の新築について適用する。

（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）
5　知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。
別表の25の２の項を次のように改める。

25の２　長野県地球温暖化対策条例（平成18年長野県条例第19号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの ⑴　第23条の２第２項の規定による報告の受理 ⑵　第23条の２第３項の規定による報告の内容の公表 ⑶　第28条第３項の規定による援助 ⑷　第29条第３項の規定による報告の徴収等 ⑸　第29条第４項の規定による資料の提供又は説明の要求 ⑹　第31条第３項の規定による報告をすべき旨の勧告 ⑺　第32条の規定による報告をしなかった旨等の公表（⑷から⑹までに掲げる事務に係るものに限る。）	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市及び塩尻市（岡谷市、飯田市、諏訪市及び塩尻市にあっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第97条の２第１項の政令で定める事務に係る建築物に係るものに限る。）

6　知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。
別表の25の２の項中「援助」を「援助（第21条の２第１項に規定する者に係るものを除く。⑷において同じ。）」に、「第31条第３項」を「第31条第４項」に改める。
（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
7　附則第２項又は第３項の規定によりなお従前の例によることとされる建築物に係る届出の受理等については、附則第５項の規定による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表の25の２の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

ゼロカーボン推進課
建築住宅課

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。
令和８年３月23日
長野県知事　阿　部　守　一

長野県条例第18号

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（昭和60年長野県条例第29号）の一部を次のように改正する。
第17条中「３万2,000円」を「３万3,000円」に改める。
附　則
この条例は、令和８年４月１日から施行する。

水道・生活排水課

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。
令和８年３月23日
長野県知事　阿　部　守　一

長野県条例第19号

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例（昭和58年長野県条例第12号）の一部を次のように改正する。
別表の繊維の項中「1,800円以上2,300円」を「1,900円以上2,400円」に、「1,600円以上3,400円」を「4,800円」に改め、同表の木工の項中「1,000円以上7,300円」を「1,100円以上7,600円」に、

「
塗料塗膜試験	1　件	700円以下
製品強度試験	〃	3,200円以下

」を

「
塗料塗膜試験	1　件	800円以下

」に改め、同表の機械金属の項中「1,700円以上28,000円」を「1,800円以上38,000円」に、「1,200円以上126,000円」を「1,300円以上128,000円」に、「6,700円以上81,000円」を「7,300円以上83,000円」に、「2,300円以上3,300円」を「2,400円以上3,000円」に、「500円以上24,000円」を「600円以上25,000円」に、「900円」

を「1,000円」に、「1,400円」を「1,500円」に、「50,000円」を「52,000円」に、「1,200円以上10,000円」を「1,300円以上11,000円」に、「5,200円以上46,000円」を「5,500円以上49,000円」に、「4,200円以上7,800円」を「5,000円以上8,500円」に改め、同表の食品の項中「16,000円」を「17,000円」に、「23,000円」を「24,000円」に、「1,500円以上33,000円」を「1,600円以上34,000円」に、「30,000円」を「32,000円」に改め、同表の化学等の項中「2,500円以上127,000円」を「2,600円以上131,000円」に、「1,700円以上36,000円」を「1,800円以上37,000円」に、「5,400円」を「5,700円」に、「700円以上29,000円」を「800円以上30,000円」に、「1,300円以上3,600円」を「1,900円以上3,800円」に改め、同表の試料前処理の項中「1,900円以上3,700円」を「2,000円以上3,900円」に改め、同表の成績表作成の項中「1,800円」を「1,900円」に改め、同表の成績表謄本又は証明書の項中「600円」を「700円」に改める。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

産業技術課

長野県宿泊税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和８年３月23日

長野県知事　阿　部　守　一

長野県条例第20号

長野県宿泊税条例の一部を改正する条例

長野県宿泊税条例（令和７年長野県条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則別表中「白馬村」を「白馬村　野沢温泉村」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

山岳高原観光課

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和８年３月23日

長野県知事　阿　部　守　一

長野県条例第21号

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例

（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正）

第１条　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年長野県条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表の第２の10に後段として次のように加える。

この場合において、利用する木材は、県産の木材とするよう努めること。

（保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第２条　保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「ように」を「よう」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、利用する木材は、県産の木材とするよう努めなければならない。

（介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第３条　介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第86条第３項、第118条第２項、第129条第５項、第146条第３項、第161条第２項、第179条第４項及び第197条第３項に後段として次のように加える。

この場合において、利用する木材は、県産の木材とするよう努めなければならない。

（介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正）

第４条　介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年長野県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第99条第３項、第110条第５項、第128条第３項、第142条第２項、第159条第４項及び第179条第３項に後段として次のように加える。

この場合において、利用する木材は、県産の木材とするよう努めなければならない。

（介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第５条　介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「等」を削り、同条第４項に後段として次のように加える。

この場合において、利用する木材は、県産の木材とするよう努めなければならない。

第44条第２項中「等」を削り、同条第４項中「等の内装」を「の内装等」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、利用する木材は、県産の木材とするよう努めなければならない。

（介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正）

第６条　介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第５条第４項及び第44条第４項に後段として次のように加える。

この場合において、利用する木材は、県産の木材とするよう努めなければならない。

（養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第７条　養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項に後段として次のように加える。

この場合において、利用する木材は、県産の木材とするよう努めなければならない。

（特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第８条　特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項に後段として次のように加える。

この場合において、利用する木材は、県産の木材とするよう努めなければならない。

（軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第９条　軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「使用」を「利用」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、利用する木材は、県産の木材とするよう努めなければならない。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第10条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「の利用に」を「を利用するよう」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、利用する木材は、県産の木材とするよう努めなければならない。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第11条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第４条第３項中「の利用に」を「を利用するよう」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、利用する木材は、県産の木材とするよう努めなければならない。

（児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第12条　児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第69号）の一部を次のように改正する。

第４条第５項に後段として次のように加える。

この場合において、利用する木材は、県産の木材とするよう努めなければならない。

（介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正）

第13条　介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年長野県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第５条第４項に後段として次のように加える。

この場合において、利用する木材は、県産の木材とするよう努めなければならない。

第17条第６号ただし書中「第２条第17項」を「第２条第18項」に改める。

第44条第４項に後段として次のように加える。

この場合において、利用する木材は、県産の木材とするよう努めなければならない。

（女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第14条　女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和６年長野県条例第６号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項に後段として次のように加える。

この場合において、利用する木材は、県産の木材とするよう努めなければならない。

（一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第15条　一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和７年長野県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第４条第７項に後段として次のように加える。

この場合において、利用する木材は、県産の木材とするよう努めなければならない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

県産材利用推進室

国道及び県道の沿道区域の指定の基準等に関する条例をここに公布します。

令和８年３月23日

長野県知事　阿　部　守　一

長野県条例第22号

国道及び県道の沿道区域の指定の基準等に関する条例

国道及び県道の沿道区域決定の基準に関する条例（昭和28年長野県条例第34号）の全部を改正する。

（国道及び県道の沿道区域の指定の基準）

第１条　道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第44条第１項の条例で定める基準は、次に掲げる基準とする 。

⑴　屈曲部中心線半径が小さい区域については、道路の内側について幅15メートル以内とすること。

⑵　並木又は樹木の特に密生した道路の傍らにある地域については、道路の各一側について幅７メートル以内とすること。

⑶　道路が擁壁下又は擁壁上にある地域については、擁壁上下の地域を幅10メートル以内とすること。

⑷　道路に隣接して採石場等危険区域がある場合は、その地域について幅15メートル以内とすること。

⑸　積雪地域で特に除雪用地の必要がある地域については、道路の各一側について幅10メートル以内とすること。

⑹　切土又は盛土が多い地域の道路については、道路の各一側について幅15メートル以内とすること。

⑺　切土又は盛土でない平均部分の地域で必要がある地域については、道路の各一側について幅10メートル以内とすること。

⑻　前各号に掲げるもののほか、道路の保全上必要があると認めた地域については、道路の各一側について幅15メートル以内とすること。

（届出対象区域の指定の公示）

第２条　法第44条の２第２項の規定による届出対象区域（法第44条の２第１項に規定する届出対象区域をいう。以下同じ。）の指定の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

⑴　届出対象区域及び沿道区域（法第44条第１項に規定する沿道区域をいう。第４号及び次項において同じ。）の存する土地の所在地

⑵　届出対象区域に接続する道路の路線名

⑶　工作物（法第44条第２項の規定により公示されたものに限る。第４条第２項及び第５条において同じ。）

⑷　届出対象区域、沿道区域及び道路の区域を表示した平面図を縦覧する場所及び期間

２　知事は、前項の公示をする場合においては縮尺1,000分の１以上の平面図に届出対象区域、沿道区域及び道路の区域を明示し、関係の建設事務所において一般の縦覧に供しなければならない。

（届出対象区域の区域内における行為の届出）

第３条　法第44条の２第３項の条例で定める事項は、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日及び完了予定日とする。

第４条　法第44条の２第３項の規定による届出は、届出書を提出して行うものとする。

２　前項の届出書には、届出対象区域の区域内における工作物の位置を表示する平面図（工作物から届出対象区域に接続する道路の路端までの最短距離を明記すること。）及び設計図を添付しなければならない。

（届出対象区域の区域内における届出を要しない行為）

第５条　法第44条の２第４項第１号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

⑴　工作物の撤去、点検、修繕又は改良のために必要な臨時の工作物を設置する行為

⑵　工作物の倒壊を防止するための行為

（変更の届出）

第６条　法第44条の２第５項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

⑴　場所

⑵　設計又は施行方法のうち、その変更により同条第３項の届出に係る行為が同条第４項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のもの

２　第４条の規定は、法第44条の２第５項の規定による届出について準用する。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

道路管理課

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。
令和８年３月23日
長野県知事　阿　部　守　一

長野県条例第23号

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例（昭和41年長野県条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第２中「1,500」を「1,565」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

経営推進課

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。
令和８年３月23日
長野県知事　阿　部　守　一

長野県条例第24号

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第２号）の一部を次のように改正する。

第27条の２第１項中「この条」を「この項」に、「(以下」を「(同条において」に改め、同条第３項を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

義務教育課

長野県高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。
令和８年３月23日
長野県知事　阿　部　守　一

長野県条例第25号

長野県高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

長野県高等学校授業料等徴収条例（昭和52年長野県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「授業料」の次に「又は受講料」を加える。

第５条中「分納及び」を「分納、授業料及び受講料の」に改める。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

高校教育課

長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。
令和８年３月23日
長野県知事　阿　部　守　一

長野県条例第26号

長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

長野県地方警察職員定数条例（昭和29年長野県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第２条中「1,008人」を「1,009人」に、「1,041人」を「1,043人」に、「1,072人」を「1,074人」に、「3,946人」を「3,951人」に改める。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

警　務　課